

議案第13号

日野町消防団条例の一部改正について

日野町消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出

日野町長 埜田 淳 一

日野町消防団条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景および趣旨

消防庁において、消防団員数が2年連続で1万人以上減少したことから、消防団員の確保を目的として、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について、「消防団の処遇等に関する検討会」において検討が進められ、同会の中間報告及び最終報告を基に、消防庁及び県から市町村に対し、消防団員の処遇の改善に向け適切に取り組むよう助言がなされた。

町でも、消防団員のなり手不足解消及び消防力の維持を図るために必要な措置について検討し、消防団員へのアンケート調査、消防団幹部会及び消防委員会での協議の結果、消防団員の出動手当を引き上げる結論に至ったことから、町条例に記載されている関連箇所について、所要の改正を行う。

2 改正内容

水火災、警戒、ポンプ等機械器具点検に対する出動手当を下記のとおり引き上げる。なお、出動手当の引き上げにあたっては、消防庁の示した標準額（災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出動手当（1日8,000円）、その他出動手当（1日3,500円））を基に、他手当との均衡を図った引き上げを行う。

区分	現行	国基準	令和4年度以降
年額報酬	40,000円/年	36,500円/年	40,000円/年
手当	水火災	2,800円/回	8,000円/4,700円 ※出動時間により変動
	警戒	2,800円/回	4,700円/回
	訓練	4,700円/回	4,700円/回
	その他出動	4,700円/回	4,700円/回
	ポンプ点検	2,800円/回	3,500円/回

※水火災等の出動に対する手当の支給基準は以下のとおり

- 4時間以上の出動 … 8,000円/回
- 4時間未満の出動 … 4,700円/回

日野町消防団条例の一部を改正する条例

日野町消防団条例（昭和45年日野町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第14条の2関係)費用弁償		別表第2(第14条の2関係)費用弁償	
区分	金額	区分	金額
水火災等災害の場合	1回8,000円(ただし、4時間未満の 出動4,700円)	水火災等災害の場合	2,800円
警戒の場合	1回4,700円	警戒の場合	2,800円
訓練の場合	1回4,700円	訓練の場合	4,700円
立入検査の場合	1回4,700円	立入検査の場合	4,700円
ポンプ等機械器具点検の場合	1回3,500円	ポンプ等機械器具点検の場合	2,800円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。